

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

明石市長 丸谷 聡子

市町村名 (市町村コード)	明石市 (28203)
地域名 (地域内農業集落名)	戌亥谷地区 (なし)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月19日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

・当該地域は、戦後、国から払い下げを受けた開拓農地であり、地域で管理する公共水路も無く、地域としての繋がりが薄い。  
・農作物については、主に耕作者が属する農会を通じて出荷している。  
・もともと山林を開拓した農地であるため、不整形・段差のある土地も多い。  
・開拓農地の購入理由も、「改正前農地法の経営面積の規制対応のため」といった理由もあり、農業を積極的に進めることを意図していない農地も存在する。  
・当地区も他の地区と同様に、農業者の平均年齢が72.2歳と高齢化が進み、後継者が不足する事態となっている。  
・地区東側のぶどう園については、「岩岡観光ぶどう園」としてぶどう生産者が集まって活動している。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

・今後も属地的な地域のまとまりではなく、属人的な農業を実施していくために、当該所有者が所属する農会と連携を密にする。例えば、後継者不在等の理由で耕作者が居なくなるような場合には、所属する農会や親族・知人で対応できないか、検討してみる。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	26.1 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	26.1 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

原則、市街化調整区域の農地を農業上の利用が行われる区域とする。ただし、山際等の小規模で生産性が低い農地や既に非農地化している農地等においてはその限りではない。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・隣接する農地の耕作者が居なくなった際に、農用地の集積・集約化に向け、声掛けを実施する。または所属する農会に情報提供を行う。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・必要に応じて検討する。
(3)基盤整備事業への取組方針
・必要に応じて検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・必要に応じて検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・必要に応じて、草刈りや耕作等の作業委託を検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他
【選択した上記の取組方針】				
①アライグマやヌートリアの被害が拡大しないよう農業者と市(猟友会)が連携し、捕獲機の設置・捕殺を進める。				